



9 がっ

I S T 協同組合
2026年9月1日発行 発行者：岸本

組合通信



第10期を迎えてのご挨拶

平素より格別のご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。おかげさまで、当組合は無事に第9期の決算を終え、第10期を迎えることができました。これもひとえに、日頃よりお力添えをいただいております組合員の皆さま、受入企業の皆さま、関係機関ならびに関係者の皆さまのおかげであり、改めて深く感謝申し上げます。令和8年9月より節目となる第10期を迎え、これまで以上に一つひとつのご縁を大切に、皆さまで必要とされる組合であり続けられるよう、役職員一同、より一層業務に励んでまいります。

また、外国人材の受入れを通じて企業の皆様と外国人材双方にとってより良い環境を築き、共に成長していける組合を目指してまいります。

今後も、感謝の気持ちを忘れず、皆さまのお役に立てるよう着実に歩んでまいります。

今後とも変わらぬご指導ならびにご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

代表理事 佐々木 圭司



在留手数料引き上げについて

外国人の在留手続きにかかる在留手数料の引き上げ政令が閣議決定されました。

これまで一律6,000円(オンライン申請は5,500円)だった手数料が、在留期間に応じて1万円～7万5,000円に引き上げられます。技能実習生・特定技能外国人を受け入れている企業さまに関わる重要な改正ですので、同封しております別紙をご確認くださいませようお願い申し上げます。

最低賃金改正について

各都道府県の最低賃金(時給)が、10月1日より引き上げになる見込みです。最低賃金改定後の基本給が、最賃を下回らないかのご確認をお願いいたします。実習生・特定技能外国人の雇用契約書変更の場合は、速やかに各担当者へお申し付けください。※各都道府県の最低賃金改定額は、同封しております別紙にてご確認くださいませようお願いいたします。(公示によって変更する場合がありますので、都度各都道府県の情報をご確認ください)



特定技能2号を受け入れている企業さまへのご案内

出入国在留管理庁より、特定技能2号に関する業務内容について案内が出ております。対象企業さまには別紙を同封しますので、ご参考までにご確認ください。なお、本件に関するご質問やお問い合わせは、出入国在留管理庁へお問い合わせください。



入国・配属のお知らせ

インドネシア実習生が入国しました！1ヶ月後の配属に向けて、入国後講習に励んでいます。受入企業さまのもとへ配属できる日を楽しみにしております♪



技能実習生を受け入れている企業さまへのお知らせ

技能実習制度では、技能実習指導員及び生活指導員は養成講習の義務はありませんでしたが、来年2027年スタートの育成就労制度から、すべての養成講習の受講が義務となります。育成就労法、入管法、労働法など知識を十分に得た上での適切な業務に従事するための処置となります。技能実習受入企業さまにおかれましては、技能実習指導員、生活指導員ほ配置している場合、講習の受講がお済でない場合には、お手隙の際に受講していただきますよう何卒お願い申し上げます。ご不明点ございましたら各担当者お問い合わせください。 ※別紙同封しますのでご確認ください